

## 提出書類一覧（農地法第5条）

- ・生産緑地の転用にあたっては、所定の手続きが必要です。  
相続税等の納税猶予の対象農地は、税務署と調整の上で転用してください。
- ・届出書の添付書類は、すべて発行後3ヶ月以内のものでお願いします。

No.	書 類	備 考
<b>●必ず必要な書類</b>		
1	農地転用届出書	様式第26号
2	申請地の登記事項全部証明書	法務局で交付
3	申請地の公図	法務局で交付 ※届出地を着色
4	位置図[1/1500程度]	任意の地図 ※届出地を着色
5	地区農会長の意見書	届出地の地区農会長に依頼
6	事業計画図（建築物の平面図・立面図・配置図、進入路、用排水施設、駐車場の場合は駐車区画、資材置場の場合は何を何処に置くか）	
7	契約書の写し	
<b>●場合によって必要な書類</b>		
8	届出者の現住所と上記2の登記上の住所が異なる場合 ・関連を証明する書類（住居表示変更証明・住民票・戸籍附表等）	
9	譲受人(借人)が法人の場合 ・法人の履歴事項全部証明書 法務局で交付	
10	届出地の隣接地の現況が農地の場合 ・隣地同意書（隣接農地の耕作者全員分の同意書）	
11	届出地が下記の土地改良区内にある場合 ▶大鹿土地改良区(大鹿・瑞穂町・瑞ヶ丘(各々全域)、瑞原1丁目の一部、緑ヶ丘1丁目) ▶千僧土地改良区(千僧の一部) ▶森本井土地改良区(森本) ▶九名井土地改良区(口酒井、岩屋) ・土地改良区理事長が証明する「届出済書」	
12	届出地が賃貸借の目的となっている場合 ・農地法第18条第1項の合意解約があったことを証する書類	
13	現況がすでに農地ではない場合 ⇒下記の農業委員会事務局にご相談ください。	
14	譲渡人の相続登記が未了の場合、以下の相続関係の確認書類 ① 相続関係図☆ ② 遺産分割協議書(写) ③ 相続人全員の戸籍謄本☆☆ ④ 被相続人の除籍謄本・原戸籍謄本☆☆ ☆印分は、法務局が交付する「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。 ※印分は、受付時に写しと原本の提示がある場合は、原本は確認後に返却します。 ◆相続人全員の連名で、実印を押印して届出することも可能です。その場合は、上記の②遺産分割協議書(写)の提出に代えて、⑥の住民票を相続人全員分提出する必要があります。	
※ その他、届出内容により、上記に記載のない書類が必要になる場合があります。		

- ・書類提出の際は、「農地転用届出書」末尾の「注意事項」を必ずご確認ください。

問い合わせ先 伊丹市農業委員会事務局 TEL 072-784-8094 Fax 072-780-3532